

総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むこと（世界経済）により、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

(平成27年11月一部改正)

1. 総合目標の内容

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要な要素となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、「質の高いインフラパートナーシップ」によるインフラ投資等の取組を通じて、アジアを含む世界の成長力の取り込みを図るとともに、日本企業の海外展開支援を推進していきます。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携を推進していきます。

2. テーマごとの内容

○ 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

(1) 世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定（G20、G7等を通じた取組）

我が国は、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組に関し、G20やG7等における国際的な議論に積極的に参画しました。

4月16日、17日、9月4日、5日、10月8日のG20では経済成長の強化に関する活発な議論を行いました。我が国は改訂成長戦略を策定し、平成26年のG20ブリスベンサミットで定められた成長戦略の実施に引き続き貢献しました。また、11月15日、16日にアンタルヤにて開催されたG20アンタルヤサミットでは、より強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けた計画である「アンタルヤ行動計画」の策定に貢献しました。またアンタルヤにて、策定した投資戦略を報告しました。平成28年2月26日、27日に上海にて開催されたG20では、我が国から、足元の金融市場における変動と不確実性が高まる中、リスクに対処するため各国の政策課題に真摯に取り組む必要性について発言し、コミュニケでも金融、財政、構造政策の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることに合意いたしました。また、日本経済については、直近の実質GDP成長率がマイナスとなったものの、2015暦年のGDP成長率は実質、名目ともにプラスとなったこと、さらに、足元の企業収益は極めて堅調であり、これが賃金や設備投資に向かうことが期待されていることを説明いたしました。

外国為替市場の安定に向けた取組に関しては、G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(平成28年2月27日)等において、それまでの為替に関するコミットメントを再確認するとともに、平成28年初頭からの市場の変動の高まりを受け、同年2月のG20において、「為替レートの過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えること」についての認識をG20参加国で共有し、2013年以来3年ぶりにこの文言をG20共同声明の中に明示的に盛り込むこととなりました。また、G7やG20等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等に関して議論を行いました。

資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に関しては、我が国は、G7や、FATF(金融活動作業部会)における取組等へ積極的に参画し、国際基準に基づく、資金洗浄・テロ資金対策の実施に向けた国内法令整備を推進してまいりました。また、北朝鮮の核開発等に対しては、国連安保理決議及び主要国との国際協調により、外為法に基づく資産凍結等の措置を引き続き実施したほか、平成28年2月には、同国向け支払の原則禁止措置等を実施しました。なお、イランについては、安保理決議に基づく制裁解除等に適切に対応しました。

□ IMF改革

平成27年度においては、我が国は平成22年に合意されたクオータ・ガバナンス改革(2010年改革)やその後の第15次クオータ見直しの進展に向けて、G20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献しました。2010年改革は米国における議会承認手続きが完了せず、発効要件が満たされない状態が続いていましたが、平成27年12月に米国議会で関連法案が可決され、平成28年1月に米国は批准の通知を行いました。これにより、改革の発効要件(投票権シェア85%以上を持つ113ヶ国以上の受諾)が満たされ、平成28年1月に2010年改革が発効しました。今後は、IMFにて第15次クオータ見直しの議論が進められる見込みです。平成28年2月にはIMF総務会決議にて、平成29年のIMF世銀年次総会までに第15次クオータ見直しを完了するようIMF理事会に対し求めることを決定しました。

(2) アジアにおける地域金融協力の推進

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

CMIM(チェンマイ・イニシアティブ(用語集参照))については、その実効性を高めるべく、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CMIMの円滑な運営のための体制整備を確実にするための議論をリードしました。また、域内の経済監視を行う機関であるAMRO(ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス(用語集参照))に関して、その設立協定が平成28年2月に発効し、AMROは国際機関となりました。

我が国は、ABMI(アジア債券市場育成イニシアティブ(用語集参照))にも積極的に取り組んでおり、ASEAN+3域内のプロ向け債券市場における上場時の共通書類の作成、域内のクロスボーダーでの債券投資時に、資金決済及び証券決済を同時に行うためのシステム接続に向けた検討等を推進しました。

□ A P E Cの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成27年9月のA P E C財務大臣会合（フィリピン・セブ）において、我が国は、金融統合の促進、財政改革・透明性の推進、災害リスクファイナンス等の金融強靭性の向上、インフラ開発とインフラ・ファイナンスの促進についての議論に積極的に参画しました。

ハ 二国間における財務・金融協力

二国間財務・金融協力に関して、中国及び韓国とは、それぞれ日中財務対話及び日韓財務対話に向けた準備を進めているほか、A S E A N各国との二国間金融協力の強化にも努めました。A S E A N各国との関係では、平成27年5月に、シンガポールとの間の二国間通貨スワップの取極を再締結しました。また、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みました。

(3) 開発途上国の経済社会の発展

イ 途上国支援と質の高いインフラ投資の推進

平成27年度は、途上国の持続的な経済発展の実現に貢献するため、二国間あるいは国際機関による支援に取り組みました。特に、新興国の経済発展等を背景とした世界の膨大なインフラ需要に対応し、持続的な成長と包摂的な途上国開発を達成するため、「量」だけでなく「質」にも着目したインフラ投資が必要となっています。日本は、ライフサイクルコスト、安全性、自然災害に対する強靭性、社会環境基準、ノウハウの移転等に配慮した「質の高いインフラ投資」を推進するため、平成27年5月に「質の高いインフラパートナーシップ」を公表し、続けて同年11月、同パートナーシップの更なる具体策を発表しました。こうした取組みを通じて、従来以上の民間資金・ノウハウを動員し、各国・国際機関と協働しつつ、質・量ともに十分なインフラ投資の実現を目指しています。

□ 国際開発金融機関（M D B s）の強化に関する取組

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: M D B s（用語集参照））は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。また、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、M D B sは国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

平成27年11月に公表された「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」においては、本パートナーシップを支える重要施策の一つとして、日本とアジア開発銀行との連携が掲げされました。具体的には、①J I C AとA D Bが協調して質の高いP P P等民間インフラ案件に投融資すること、②質の高い公共インフラ整備を促進するため、J I C AとA D Bが協働して長期支援計画を策定し、政府向けに協調融資すること、について取り組んでおります。更に「質の高いインフラ投資」をグローバル展開するた

め、日本は I D B ともパートナーシップに合意し、協調融資を延長・拡充し、融資案件の上流から関与するための信託基金枠の創設を行いました。

ハ 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっています。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、国際協力機構（J I C A）を通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、国際協力銀行（J B I C）を活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（G C F）（用語集参照）の詳細設計の議論に参加したほか、地球環境ファシリティ（G E F）（用語集参照）及び気候投資基金（C I F）（用語集参照）を通じた支援に積極的に参画しました。

(4) 日本企業の海外展開支援の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進してきました。

円借款については、迅速化や外貨返済型円借款の中進国以上の国への導入やドル建て借款の創設等の制度改善策を発表しました。また、国際協力銀行（J B I C）については、新興国の膨大なインフラ整備需要に応えるため、平成27年11月に「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラ・プロジェクト等について、リスクマネー供給拡大のための機能強化等の取組みを実施しました。

○ 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

平成13年に開始されたW T O ドーハ・ラウンド交渉については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成27年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回W T O 閣僚会議においては、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む閣僚宣言が採択されました。また、情報技術協定（用語集参照）の品目拡大交渉が妥結するなど一定の成果がありました。

同交渉の一分野である貿易円滑化については、平成26年11月のW T O 一般理事会において「貿易円滑化協定に関する改正議定書」が採択され、今後、3分の2以上の加盟国が受諾した時点で本協定は発効することになりました。各W T O 加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

我が国は平成27年6月に国会承認を得て同協定を受諾しました。また、協定の早期発効に向け、財務省は、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの取組を行いました。

経済連携に関しては、政府全体として、「日本再興戦略」において、平成30年までに貿易のFTA（用語集参照）比率を70%に高めるとの目標を掲げ、TPP（環太平洋パートナーシップ）（用語集参照）、RCEP（東アジア広域経済連携）、日EU・EPA（用語集参照）等の多数の経済連携交渉に取り組んでいるところです。このような中、財務省としては、所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献しました。このような当省の貢献もあり、平成27年10月にはTPP協定交渉が大筋合意に至り、平成28年2月に同協定の署名がなされました。

なお、世界経済の動向等に係る参考指標は以下のとおりです。

(1) 世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

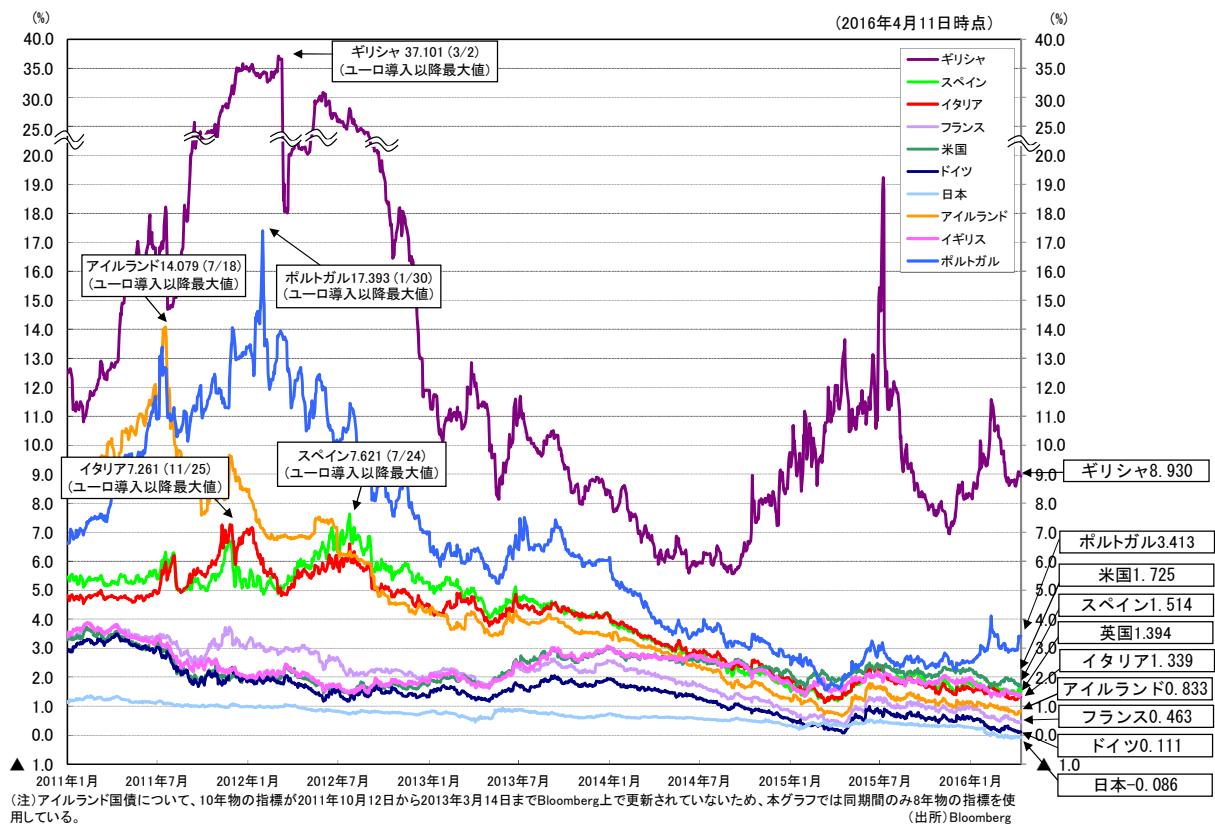
参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常収支 (10億ドル)			
	2012	2013	2014	2015	2012	2013	2014	2015	2012	2013	2014	2015	2012	2013	2014	2015
世界	3.4	3.4	3.4	3.5	4.2	3.9	3.5	3.2	n/a	n/a	n/a	n/a	354.9	374.5	366.9	300.2
日本	1.8	1.6	-0.1	1.0	0.0	0.4	2.7	1.0	4.3	4.0	3.6	3.7	58.7	33.6	24.3	81.6
米国	2.3	2.2	2.4	3.1	2.1	1.5	1.6	0.1	8.1	7.4	6.2	5.5	-460.8	-400.3	-410.6	-410.2
ドイツ	0.6	0.2	1.6	1.6	2.1	1.6	0.8	0.2	5.4	5.2	5.0	4.9	252.3	251.3	287.5	286.8
フランス	0.3	0.3	0.4	1.2	2.2	1.0	0.6	0.1	9.8	10.3	10.2	10.1	-41.4	-40.2	-29.9	-2.7
英国	0.7	1.7	2.6	2.7	2.8	2.6	1.5	0.1	8.0	7.6	6.2	5.4	-98.2	-119.9	-162.2	-135.6
ユーロ圏	-0.8	-0.5	0.9	1.5	2.5	1.3	0.4	0.1	11.3	12.0	11.6	11.1	194.2	284.3	313.0	388.3
中国	7.8	7.8	7.4	6.8	2.6	2.6	2.0	1.2	4.1	4.1	4.1	4.1	215.4	182.8	209.8	356.3
新興アジア	6.8	7.0	6.8	6.6	4.7	4.8	3.5	3.0	n/a	n/a	n/a	n/a	122.2	142.5	195.3	338.1
中南米	3.1	2.9	1.3	0.9	6.1	7.1	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	-107.4	-163.7	-164.8	-167.3
CIS諸国	3.4	2.2	1.0	-2.6	6.2	6.4	8.1	16.8	n/a	n/a	n/a	n/a	67.0	16.3	54.7	43.6
サハラ以南アフリカ	4.2	5.2	5.0	4.5	9.4	6.5	6.3	6.6	n/a	n/a	n/a	n/a	-28.7	-39.7	-55.2	-71.1

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2015.10)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2015/02/weodata/index.aspx>)

参考指標 総5-2：欧州における国債市場の動向



(2) 途上国の貧困状況

1日1.9ドル以下で生活する人口が2002年の1,645百万人から2011年には983百万人に減少する等、開発途上国全体の貧困削減に関しては改善が見られますが、地域的な進捗状況は一様ではありません。

参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況

1日1.9ドル以下で生活している人口（数）

(単位：百万人)

	2002年	2005年	2008年	2011年	2015年(注1)
東アジア・太平洋州	553	367	297	173	83
南アジア	583	539	501	362	231
欧州・中央アジア	29	26	15	11	4
中東・北アフリカ (注2)	—	10	9	—	—
サブサハラ・アフリカ	399	402	392	394	347
中南米	70	56	41	35	30
合 計	1645	1401	1254	983	702

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2016

(http://data.worldbank.org/products/wdi)

(注1)2015年は予測 (projection)

(注2) 中東・北アフリカ地域については、域内主要国における紛争と脆弱性のため、信頼できるデータが入手できていない。

(3) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

参考指標総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

※参考指標政6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P185に掲載）

テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数は、平成27年度末現在、合計494個人・団体となっています。

(4) 海外インフラ案件の受注金額

参考指標総5-5：海外インフラ案件の受注金額

統計等に基づくインフラ受注実績（注）

（単位：兆円）

	2010年	2013年	2014年
実績	10	16	19

（出所）『経協インフラ戦略会議』資料

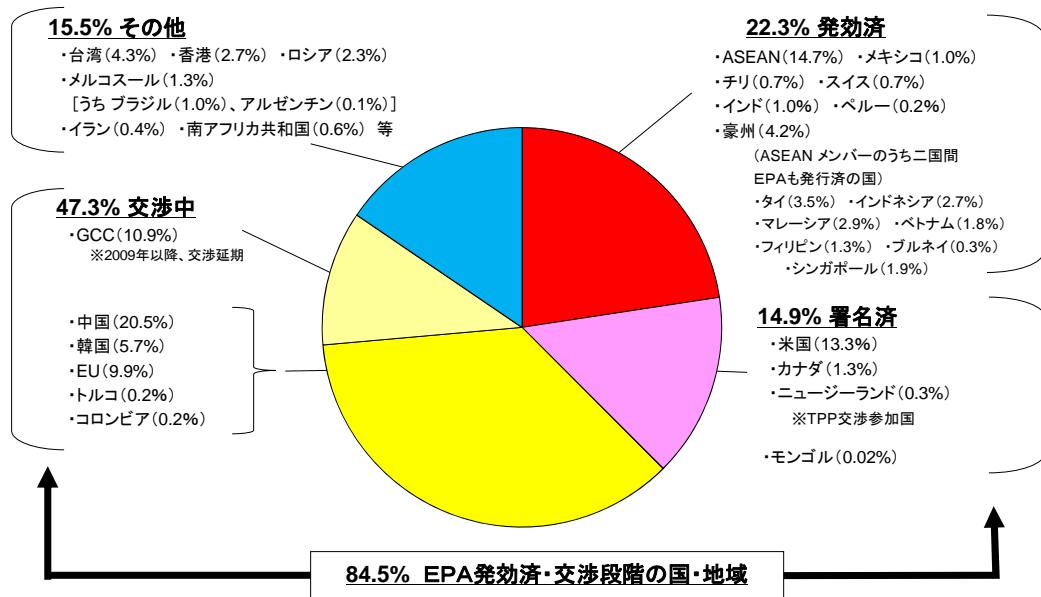
（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>）

（注）各種統計値や業界団体へのヒアリング等を元に集計した網羅的な集計。「事業投資による収入額等」も含む。

(5) 日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合

政府としては、「日本再興戦略」の中で、平成30年までに日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域との貿易額の割合(貿易のFTA比率)を70%以上とする目標を閣議決定しています。平成27年1月、日豪EPAが発効したことにより、この割合は22.3%となり（日豪EPA発効以前は18.2%）、平成28年2月に署名されたTPP協定を含めると、37.2%となりました。今後、交渉中のEPAがすべて発効すると、我が国の貿易量の84.5%がEPAでカバーされ、交渉延期となっているGCC（用語集参照）を除いても、目標の70%を上回る見込みです。

参考指標 総5-6：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合

【参考】主要国のFTA比率^(注)(2015年6月現在 発効・署名済のもの)

日本:22%、米国:40%、EU:30%、韓国:62%、中国:30%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2014年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2014年)より作成。

0